

豊中市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

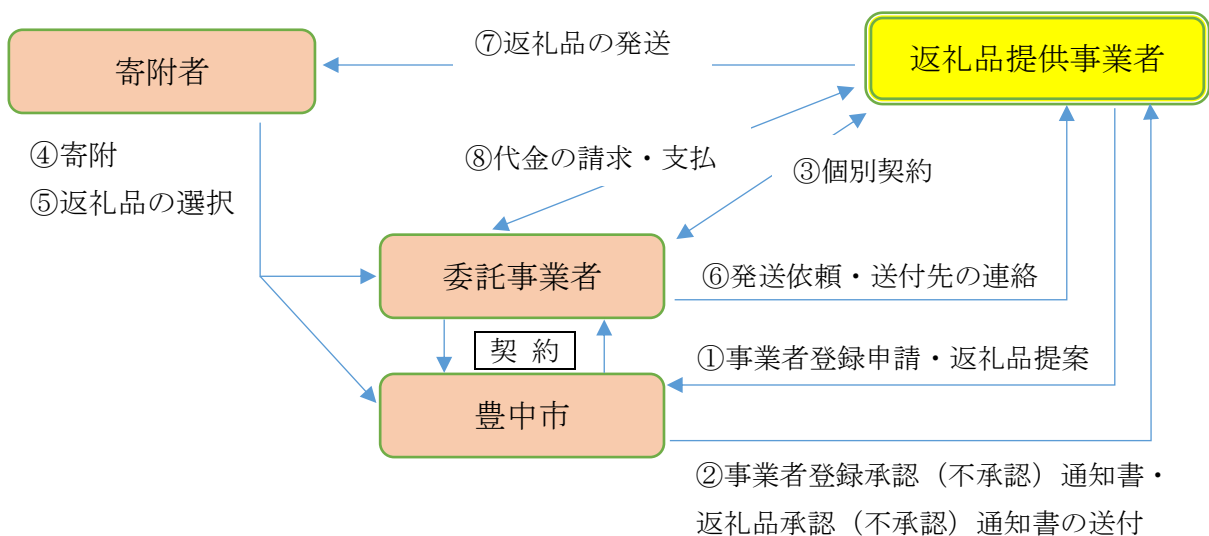
ふるさと納税（寄附金）制度により豊中市（以下「市」または「本市」）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

2 事業概要

（１）本市の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて返礼品パンフレットや専用のWEBサイトから、希望する商品を自由に選択できる制度を採用します。提供いただく商品が、本市ふるさと納税の返礼品として認められた場合は、返礼品パンフレットやWEBサイトを通じて広く紹介します。全体のスケジュールは14に記載しています。

（２）効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、市は返礼品取扱業務全般を指定する委託事業者に委託します。返礼品提供事業者は、自社商品が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わす必要があります。

【事業イメージ図】



3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

(1) 本市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」）であること。ただし、本市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本市をPRしていると認められる場合は、市外の事業者も可能とします。

(2) 豊中市税のほか、国税、府税等に未納の無いこと。

(3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。

(4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および豊中市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(5) 豊中市個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

4 返礼品の要件

(1) 3の要件を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

ア 本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っているもの。

イ 本市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。

ウ 品質および数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。

エ 食品については、委託事業者および配送業者と調整の上、寄附者に商品到着後少なくとも5日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

オ 平成28年4月1日付け総税企第37号総務大臣通知「地方税法、同法施行法、同法施行規則の改正等について」XIII特記事項2(1)により通知された「ふるさと納税の趣旨」に反せず、公序良俗に反していないこと。

カ 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。

- ・金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
- ・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- ・価格が高額のもの

キ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。

ク 体験型サービス（代行サービス等も含む）においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ・市内および市施設内にてサービスが提供されること。
- ・市内の地域資源を利用していること。
- ・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
- ・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
- ・安全性の配慮に努めること。

ケ 市が委託する業者指定の宅配業者により配送が可能な商品等であること。

コ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

(2) (1)の規定によらず、市長が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。

(3) 返礼品は、寄附金額の区分に応じて募集します。寄附金額区分の詳細は下表のとおりとし、各区分における返礼品の市の負担額は寄附金額の3割を上限とします。なお、返礼品の価格には消費税（平成31年（2019年）10月1日からの

税率で算出したもの)と梱包代を含むものとします。また、市は、返礼品の負担額に加え、送料の実費を負担します。

	寄附金額区分	返礼品の価格 (税込、梱包代込)	市の返礼品負担額 (上限)
A	5,000 円以上	1,500 円相当	1,500 円
B	10,000 円以上	3,000 円相当	3,000 円
C	20,000 円以上	6,000 円相当	6,000 円
D	30,000 円以上	9,000 円相当	9,000 円
E	50,000 円以上	15,000 円相当	15,000 円
F	100,000 円以上	30,000 円相当	30,000 円
G	200,000 円以上	60,000 円相当	60,000 円
H	300,000 円以上	90,000 円相当	90,000 円
I	上記以外	寄附金額の 3 割相当	寄附金額の 3 割

<留意事項>

- ① 返礼品の価格が市の負担額を超えた場合、超えた部分については返礼品提供事業者が負担する。
- ② 実際にかかった費用が返礼品の価格を下回る場合は、実際にかかった費用を市が負担する。
- ③ 複数回に分けて返礼品を発送する提案の場合は、合計の商品価格、梱包代で返礼品の価格を設定すること。
- ④ 市が負担する送料とは、返礼品発送に係る基本配送料（概ね160サイズ25kgまで）をいう。ただし、クール便で発送する返礼品の場合は、基本配送料を超えた送料も市が負担する。

(3) 返礼品の申込みは、1事業者10品を上限とします。なお、10品のうち、同一商品（サイズ・規格違い等）は3品を上限とします。ただし、申込状況等により上限数は調整する場合があります。

5 返礼品提供事業者として登録することの効果

(1) ふるさと納税（寄附金）制度を通じた新たな販売経路ができます。

(2) ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」や、委託事業者が運営するふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等および事業者のPRができます。

(3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。ただし、返礼品提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送

料が変動しない範囲とします。

(4) 市のホームページや市が作成・配布(市が委託して作成する媒体を含む。)するふるさと納税(寄附金)パンフレット等に返礼品および事業者名を掲載します。なお、本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがあります。

6 募集期間

平成31年(2019年)4月1日(月)から平成31年(2019年)7月1日(月)まで

【持参の場合】平成31年(2019年)7月1日(月)17時【締切厳守】

【郵送の場合】平成31年(2019年)7月1日(月)【消印有効】

(返礼品の提供は平成31年(2019年)10月1日(火)より)

※次回の募集は10月以降を予定しています。10月以降に決定した場合、ホームページ上での返礼品掲載は行いますが、返礼品パンフレットへの掲載は次回更新時となります。

7 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、豊中市財務部財政課へ持参または郵送にて提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、返礼品提供事業者の負担とします。

- (1) 豊中市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書(様式第1号)
- (2) 返礼品提案書(様式第2号)※1商品につき1枚作成
- (3) 事業者概要(任意様式)(パンフレット等でも可)
- (4) 営業許可証の写し(営業許可を必要とする事業を営まれている事業者。※有効期限内のものに限る。)
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) 豊中市税に未納の無い証明書(豊中市に納税義務を有する場合のみ。発行日から3か月以内のものに限る。ただし、豊中市に業者登録のある場合は省略可。)

8 返礼品提供事業者および返礼品の審査結果

本市における選定基準に基づき申請内容を総合的に判断し、返礼品提供事業者登録の可否および返礼品の採択を審査します。その結果を「豊中市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認(不承認)通知書」(様式第4号)、「豊中市ふるさと納税返礼品承認通知書」(様式第5号)、「豊中市ふるさと納税返礼品不承認通知書」(様式第6号)に

より返礼品提供事業者へ通知します。

9 返礼品の内容変更等

(1) 返礼品提供事業者は、返礼品提供事業者登録決定および返礼品決定後に、登録した企業情報および返礼品内容を変更・辞退する場合は、「豊中市ふるさと納税登録内容変更申請書」(様式第7号)にて速やかに市と委託事業者へ報告し、協議すること。返礼品の変更の際は、「返礼品提案書」(様式第2号)も新たに作成し、合わせて提出してください。なお、変更・辞退で発生する費用は返礼品提供事業者の負担とします。

(2) 市は、変更内容を審査し、その結果を「豊中市ふるさと納税登録内容変更承認通知書」(様式第8号)、「豊中市ふるさと納税登録内容変更不承認通知書」(様式第9号)により返礼品提供事業者へ通知します。

10 返礼品提供事業者および返礼品の登録取消

(1) 市は、登録された返礼品提供事業者または返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査します。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、当該返礼品提供事業者に対し、「豊中市ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書」(様式第10号)、「豊中市ふるさと納税返礼品登録取消通知書」(様式第11号)を送付します。

- ア 本要領3および4に定める要件に適合しなくなったと認める場合
- イ 提出書類に虚偽があった場合
- ウ 市に損害を及ぼす行為があった場合

(2) (1)の規定にかかわらず、返礼品提供事業者が倒産した場合は、市は通知書を送付せず、取り消しができるものとしします。

11 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、豊中市個人情報保護条例および関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

12 返礼品提供事業者および返礼品の見直しについて

(1) 返礼品提供事業者および返礼品については、返礼品提供事業者登録決定通知書および返礼品決定通知書の有効期限内であっても原則として毎年見直しを行います。

(2) 見直しは全返礼品の年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、返礼品提供事業者と協議を行い、入替えについて検討します。

(3) 市は、その他必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行うことがあります。

1.3 その他の留意事項

(1) 返礼品提供事業者資格の有効期限は、平成33年(2021年)3月31日まで(認定された年度の翌年度末まで)とします。ただし、市のイメージを損なう事態を招いた場合は、市は期限内であっても登録を取り消すことがあります。

(2) 返礼品提供事業者は、返礼品決定後、本市が契約する委託事業者より業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、別途委託事業者へ提出してください。

(3) 本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品提供事業者へ返礼品見本の提供のお願いをすることがあります。

(4) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質および発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに市および委託事業者へ報告してください。

(5) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに市および委託事業者へ報告してください。なお、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。

(6) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いします。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(7) 返礼品提供事業者は、本市からの通知書に対し不服がある場合、行政不服審査法に基づき、処分についての審査請求を行うことができます。

(8) ふるさと納税制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

14 全体のスケジュール

今年度の事業全体のスケジュールは以下のとおりです。

平成31年度（2019年度）

	豊中市	返礼品提供事業者
4月1日（月）～	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品提供事業者の公募開始 返礼品提案受付開始 	<ul style="list-style-type: none"> 各種申込書類の作成、応募
5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者の募集 	
	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者の決定 	
6月4日（火） 予定	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品提供事業者向け説明会開催 	
7月1日（月） 必着	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品提供事業者の公募締切 返礼品提案受付締切 	
7月上旬～7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品提供事業者・返礼品審査 	
7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品提供事業者登録決定通知書送付 返礼品決定通知書送付 	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者と契約
8月上旬～9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品パンフレット、ホームページ作成等 	<ul style="list-style-type: none"> 適時、委託事業者と打ち合わせ
10月1日（火）～	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品提供開始 	<ul style="list-style-type: none"> 随時、発送
	<ul style="list-style-type: none"> 返礼品追加、変更受付 	

15 申込み・問い合わせ先

豊中市財務部財政課

予算企画係（担当）高木、杉谷、小坂

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号（第二庁舎4階）

TEL：06-6858-2799（直通） FAX：06-6858-3184

メールアドレス：zaisei2@city.toyonaka.osaka.jp